

平成28年第4回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 平成28年12月13日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副委員長	中 村 美 穂
委 員	安 部 都	委 員	安 藤 克 彦
委 員	金 子 恵	委 員	岩 永 政 則
委 員	山 口 憲一郎	委 員	堤 理 志

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議会事務局長	中 山 庄 治	係 長	細 田 浩 子
--------	---------	-----	---------

説明のため出席した者

総務部長	荒 木 重 臣		
(総務課)			
課 長	山 本 昭 彦	課長補佐	中 村 元 則
課長補佐	小 川 貴 弘		
(地域安全課)			
課 長	山 口 功	参 事	和 田 弘
係 長	朝 居 健太郎		

企画財政部長 久保平 敏 弘

(政策企画課)			
課 長	荒 木 隆	課長補佐	峰 修 子
係 長	尾 田 光 洋		

教育次長 帯 田 由 寿

(生涯学習課)			
課 長	山 口 利 弘	参 事	原 口 哲 也
課長補佐	渡 辺 房 子	課長補佐	細 田 愛 二

本日の委員会に付した案件

- 議案第 72号 長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 73号 上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例
- 議案第 74号 長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 75号 長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 76号 長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 77号 長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例
- 議案第 78号 長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 79号 長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
- 議案第 80号 長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例
- 議案第 81号 長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
- 議案第 82号 長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例
- 議案第 85号 長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 86号 長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 87号 長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

開 会 9時30分

散 会 16時15分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので本日の総務文教常任委員会を開会します。本日はまず、昨日、審査の段階で議案の保留をした部分がありました。この議案の取り扱いについて、所管の方から説明がありますので、まずその点から進めていきたいと思っております。説明を求めます。
荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

おはようございます。昨日、御審査いただきました議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例の審査を保留にさせていただいていた件でございますが、持ち帰って理事者の方と協議いたしましたところ、訂正をしたいということに決定いたしました。議長の方に訂正の請求を出させていただきました。

皆さんには本当に御迷惑をおかけしますが、よろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

お諮りします。今総務部長の方から議案64号、これについては訂正をしたいということで説明が終わりました。昨日この議案については保留としてましたので、そのとおり保留ということで御了承願います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を開きます。

本日はまず、議案第85号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、次に議案第86号、長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、この二つの議案から審査を行います。

提案理由の説明を求めます。

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

はい、ちょっと関連がございますので、私の方から最初に発言をさせていただきます。この議案でございますが、本町が有する公共施設では一部を除きまして町民の方々の利用につきましては、施設使用料は無料として取り扱ってまいりました。しかしながら公共施設を利用する特定の人々が利益を受けることから、受益の範囲内での行政サービスの対価として利益に合った応分の負担、そしてまた負担の公平性の確保ということを鑑みまして、利用者である町民の方々に一部御負担いただきたく、平成29年4月1日からの使用料に関する規定を改正し、あわせて所要の改正を行うものでございます。

また、今回の使用料見直しによりまして類似した施設につきましては、使用料を全町

的に統一させていただいております。公共施設、使用料の改正に際しましては、町民の皆様や施設の利用者の方々に丁寧な説明と周知を図っていく所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは課長の方から説明をさせていただきます。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

改めまして、おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。地域安全課の所管の分に関して説明させていただきます。説明の前に資料の方を配付させていただきます。4種類ございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

資料が配付されるまで暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

説明を求めます。

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

それでは、議案第85号について説明させていただきます。長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の第8条第1項ただし書き以降を削除し、使用料におきまして町民の皆様の一部御負担をいただくたく、平成29年4月1日からの使用料に関する規定を改正し、あわせて所要の改正を行うものでございます。他自治体の状況でございますけれども、県内の市町村におきまして、施設使用料について町内者の使用料の無料につきましては本町だけとなっております。また、改正による歳入の見込みでございますけれども、歳入による使用料の見込額につきまして、前年度の町民の方の使用実績から算出いたしますと、約53万100円の増額となる見込みでございます。また、基本構想、基本計画との整合性につきましては、長与町第8次総合計画の後期計画におきまして42施策の中の効率的な財政運営が政策体系として掲げられております。その内容として、本町の財政構造の硬直化が見られる中で、本格的に到来する少子高齢化や高度成長期に建設された公共施設の老朽化への対応など、新たな財政支出が今後想定されております。また、現在、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の長期的視点に立ち、老朽化対策や適切な維持管理、修繕等に関しまして自主財源の確保に努めながら健全な財政運営を行うとなっております。よって基本構想、基本計画との整合性はとれていると考えております。また、各施設の収支でございますけれども、お手元の方に資料として提出させていただいておりますけれども、施設の収支予算額としまして、歳入167万2,595円で、町外利用者が本館及び体育館を合わせまして113万6,895円、町内利用者は本館及び体育館の冷暖房使用料や電灯使用料の合計で53万5,700円

となっております。また、歳出につきましては、管理運営費としまして1,401万8,227円となっております。以上が今回、議案第85号として提案をしました説明となっております。また、お手元の資料4部ございますけども、ふれあいセンターの分につきましては条例の新旧対照表、これ表裏になっております。それから歳入に関しましては、ふれあいセンター使用料ということで歳入分を上げております。それから、歳出につきましても、ふれあいセンターの管理運営費ということで、27年度決算額の数字を上げさせていただいております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは説明が終わりました。今、改正議案、それから説明資料として求めていたもの等についてあわせて説明がありましたので、まず議案第85号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

地域安全課のこの所管の分だけではなくて全体的に言えることだと思うんですけど、先ほどの部長の方で周知を徹底していかれるということでしたけれども、その周知徹底の期間、どのくらいの期間をもって皆さんに周知をして、そしていつから上げるのかっていうのを、ちょっとよく見てなかったですけど、そのあたりをちょっとお答えしていただけたらと。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

まず改正を来年の4月1日からと考えておりますので、これがもし議決いただければ、来年入って早々、もう3カ月の間はそれに徹底していきたいと思います。例えば広報、ホームページはもちろんですけど、あらゆる会合とか、公民館の職員等々にも周知徹底をして、利用者の方々にお知らせをしていきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

約3カ月の期間があるということで、いろいろインターネット等見ておきますと、こういうふうによくの施設を一遍に上げた場合に、3カ月という周知期間が足りなくて、結局は周知だけで、改正は4月1日にされたとしても、その後も半年ぐらいかけて、じっくり住民に納得していってもらえるような周知が必要になってきているところが結構あるようなんですね。4月に1日以降の改正も、ホームページとかもいろいろ活用ができると思うので、そのあたりを考えていらっしゃるんでしょうけれども、その改正の比較表みたいなのは、広報か何かで出される予定か何かあるんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

比較表というか、ほとんど町民の方はゼロだったものですから、それが幾らになるというのはお知らせはしなくちゃいけないと思っております。借用自体がもう前月、前月でいくもんですから、借りに来られる方、あと説明会等もありますので、1年間ですね。そういったところでも周知ができると思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今回の改正は主に8条が出てるんですけども、使用料、今まで取らなかったものから取るということで、これ減免にかかわることなので、9条が減免規定。さらにその減免規定も細かいことは規則の方でうたってあるわけですよ。ですので、そこまで含めた質問を許可いただきたいんですけどよろしいでしょうか。ちょっとそこを確認したい。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的には、本会議の中で減免規定については変更しないということでありましたけれども、これは各条例とも条例の施行規則でその減免の内容について具体的にうたっておりますので、その質問は許可したいと思います。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ありがとうございます。それでは、今まで町民からは取らずに今度新たに町民から聴取するということです。これは、私も以前委員会の中でも、そうすべきではないかと申し上げてきたことで、実現しようとしていることに評価はしたいんですけども、この減免規定ですよ。今一つちょっとはつきりしない。今までは町民はとらなかったもので、いわゆる各種団体からとる必要がなかったんですけども、このふれあいセンター、あるいは、この後出てくる南交流センターというのは、コミュニティの方々が頻りに利用すると。そういったときに、そこがまず減免規定に当たるのかどうかということが一つと、当たるならば、どれに当たるのか。そこをまず確認をしたいと思えます。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

再開します。

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。まず減免の対象団体ということで、

町内の社会教育関係団体ということで、とりわけ、ふれあいセンターに関するものについては、地域公民館等連絡協議会だったりとか、婦人団体連絡協議会、青少年育成連絡協議会、長与町子供会育成連絡協議会、それから長与町PTA連合会の、この5団体を一応対象として考えております。また、社会福祉関係団体におきましては、長与町社会福祉協議会、長与町障害者福祉協会、長与町老人クラブ連合会、それから、教育委員会についてはちょっとここでは、発言は避けさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それでは、今の答弁からだとも規則の第9条の（3）ですかね、これが該当するかどうかと思うんですけども、ここに記載されているのは、いわゆる2分の1減免ということをやられておりますけれども、それで運用していく予定なのか、お尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

ふれあいセンターにおきましては、今後、他の所管課との協議も予定をしておりますけれども、100%減免ということで一応考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今までもそうなんでしょうけども、先に条例をつくって後に規則をつくりますよね、通常はですね。今回の場合は条例改正ということで規則が先にあるわけで、今まで取らなかったところから徴収をしようとしているので、ここの規則の部分が今のままだと、ちょっと納得いかないというか、社会教育団体から、この規則のまま読むと半分徴収するという形になるわけですよ。ですので、ここまで聞けるのかわからないですけど規則を今度どのように変えようとしているのか、今1点でできましたよね。ここの100分の50減免を100分の100にしようと考えていると。となると、（2）も果たして100分の50のまま徴収していくのか。あるいは（4）のその他の公益を目的とする団体も同じように扱おうとしているのか。ちょっとそこのところを見通しなり何なり、内部協議している状況でもあれば教えていただきたいんですけども。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

今の御質問でございますけれども、内部協議というのを地域安全課、また社会教育課、またそういう施設と関連するところで、同じ町民の方がそれぞれの施設を利用されます

ので、それに合わせた形での内部協議ということを行っております。基本的には先ほど申しました使用料減免対象団体というのは、最初から100%ということで内部協議をしております。ただ、減免申請を各団体においてはその都度出していただくような形でも考えております。といいますのも、その目的、使用目的によっては減免対象になるものとならないものがありますので、同じ、例えば、ちょっと言葉は適切でないかもしれませんが、その名前をちょっと入れさせていただいて使用しますよという団体があった場合には、それは減免対象外になりますので、そういう場合にはちゃんと減免申請を出していただいた後で、それが減免対象になる団体かどうか判断をしながら対応させていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

これは総務部長にお願いというか、申し上げておきたいんですけども、本来は個人的にというんですか、自分の趣味の活動とか、そういった活動の中で使われる方々にも一部負担していただくというのが今回、条例の本来の趣旨だと思うんですね。ですので社会教育団体とか、PTA、PTAも社会教育団体ですね、とか、そういったいわゆるボランティア団体とか、そういった大きく広い幅で活動されているところからは、やはり今まで徴収してなかったというのは、やはりそこの活動を一部支援していくという目的もあったと思うんですよ。ですので、今後も規則をこれから改正されると思うんですけども、そこのところも配慮いただけるようお願いしたいんですけどもいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

はい、確かにその通りに思います。この減免も、かなり集まって話をしております。現在やってる減免、これは生かしていこうということで、あと、先ほどコミュニティが出ましたけど、コミュニティの会議、そういったものはもう丸々100%、ただ、コミュニティでする行事の練習、そういったので体育館を使う場合は、それは取ると。コミュニティの大会とか総会とかは取りませんが、集まって練習をするとかありますよね。そういったのは、丸々100じゃないかと。そういうふうな考えでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

大筋では理解できたんですけども、ちょっと最後におっしゃったところが、いかがですかね、この後の条例なんですけども、私、南コミュニティに所属をしてるんですけども、あそこって南コミュニティの活動拠点ですよ。事務局もあそこにある。その

活動拠点でその活動に関することは取らないようにしないといけないんじゃないですかね。今の話によると各コミュニティ総会の活動は取らないけども、それぞれ交流センターまつりとか、いろんな、それぞれ部が活動をしていますけども、そこは徴収していくということになるのかなと今の答弁では思うんですけども。やっぱり現場を実際使われるその団体の方がですよ、本来困らない形にすべきだと思うんですけども。ですので、再度、そのところお願いできますか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

例えばバレー大会をしますね。バレー大会をするときに各チーム練習をします。そういったのはもう取ろうかなと思っております。どうしてもその活動につながるものとかあると思います。会議とかですね。部会とか。そういったのはもうコミュニティ拠点ですから、ふれあいにしろ、南交流にしろですね。後の公民館にしろコミュニティ事務局が入ってますので、そういうのはもう100%減免だということで考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤議員。

○委員（堤理志委員）

同僚議員の今の質問との関連でもあるんですが、私たちが定めた議会基本条例の中で、関係法令、それから基本構想、基本計画との整合性が提出された議案とどうなのかっていうことを見るというのが一つの目安になってるんですが、そこでですね、第9次総合計画の中でコミュニティについて書かれてあるのが、校区ごとの地区コミュニティというのは住民参加の手づくりのまちづくりを進める重要な枠組みなんだと書いてあるんですよ。さらにそれを活性化することが求められるというふうに書いてあります。そして、また別のところでは、そのコミュニティー活動を支援するとともに、地区コミュニティ活動に関する理解の醸成と参加促進、参加を促進させていかんといかんというのが町の考え方。もう一つ、地区コミュニティ活動を支える人材育成や環境整備など推進基盤の強化に努める。コミュニティというのは住民参加のまちづくりの基本なので、町としてはこれは積極的に推進していくんだというのを総合計画の中でうたってるんですよ。そういったコミュニティの中の分科会的ないろんな取り組みに、これに有料化するというのは町の政策としてどうなのか、ちょっと、相反するんじゃないかと私も思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。まず、先ほどお話いただきましたコミュニティの活動の推進ということは、これはもうもとより今後も継続して進めていき

たいと考えております。また、それと使用料の徴収ということの関連性でございますけれども、確かに部屋を使って、いろんな会議であったりとか、部会だったりとか、そのような事を今後も進めていただけるというふうに考えております。先ほど、部長の方からも話がありましたように、要するにその申請をされる内容、これをやはりその都度、減免申請等を出していただいて、その会議が、その内容が、事業に対して的確なものであるのかどうか、一応判断の一つとさせていただきたいと考えております。もちろん、今までが、言葉が悪いんですけども、無条件にそのお名前があればもう何もなく、そのまま無料という形でしてたんですけども、実態としてはやはりちょっと、目的に少し違った団体であったりとか、内容だったりということも考えられますので、今後はそういうのも精査しながら、それが減免措置になるかどうかということも判断させていただければと思っています。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

本会議の質問にも出ておりましたけども、町民と町民以外の見極めの部分で、団体に該当すると思いますけども、やっぱり町内の方が6割以上ぐらいおらんと、ということで答弁であったんですけども、その辺の見極めは町民からお金を取る前の見極めも一緒だろうと思うんですけども、その辺はどのように判断しておりますか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

特にふれあいセンターにおきましては本会議でもお話ししましたように、町外の方が約14%ぐらいご利用していただいております。もちろん中には近隣の方から、簡単に申し上げれば、駐車場がタダであったりとか、そういう施設が入るというのを目的で来られるわけですね。中には長与町民の方と触れ合いを求めるとい方もいらっしゃいます。さまざまでございます。先ほどちょっとお話ありましたスポーツ関係は、名簿とかなんかを出していただいて、組織と名簿を出していただく形になります。もちろん今、町外の方については名簿を出していただいておりますので、ご住所まで一応書いていただいて、それはもちろん個人情報でございますので、うちの方できちんとした管理をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

はい、それは理解いたしましたけども、使用料につきましては、このふれあいセンター以外にも同様な見極めをせんといかんと思いますけども、これはお互いにその所管ごとにこういった話し合いは、共通な話し合いをしておられるのか質問いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

各所管とも、共通の話し合いという形で今後も継続してやっていきたいと思います。
ありがとうございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

使用料の減免というのは、公共的な団体が使用するというところで減免というのは分かったんですけども、これは、使用料を課すというところで自主財源の確保にもつながるのかなというところもあると思われるんですけども、そのふれあいセンターや南交流センターに限ってはないんですけども、他のところでは、例えばこの減免に対して、上長与なんかは60歳以上の者及び障害者とかいうところで減免をされてるわけですよね。そのあたり、社会的な弱者と呼ばれるところの、ふれあいセンターにしても南交流センターにしても、配慮というのはお考えにはならなかったでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまの御質問にございさせていただきます。ふれあいセンターでは、そういう条例等ございませんので、それはまた別の所管の方になるかと思いたすけども、今回は、お答えはちょっと難しいかなと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私一回、別のところでも話したことがあるんですけども、いろんな公共施設が町内にありまして、そこでいろんな住民の方々が、町が言うところのコミュニティ、それからそれ以外のことでもいろんな、例えば書道とかね、そういう日本の伝統文化等々も含めて活動されてるわけですよ。そういった公共施設にももちろんこれは町民が税金を納めて建設した、この施設を使用するということになりまして、町として投下した費用に、便益がどうだったのかという観点というのは一定必要じゃないかなというのはわかるんですが、それをただ単にね、使用料だけで見るというのはおかしいということはおもいますが、それをただ単にね、使用料だけで見るということはおかしいことはもう皆さんも重々承知だというふうに思うんですけども、例えば、町がそういう施設を建設し維持管理費を投入する、その効果というのは使用料収入だけじゃなくて、やはりそういうことをすることによって先ほど言ったような、いろんな郷土芸能であったり、伝統文化をみんなで育みあったり、例えば、プールで子供たちがね、泳げなかった子供が泳げるようになったというのが、住民にとっての利益じゃないかというふうに思うわけな

んですけれども、そういう中で有料化に進むっていうのが、住民の皆さんにとってはそういう活動が、金額としては大きくはありませんけれども、足を遠のかせてしまう作用があるんじゃないかと。ここが非常に心配されるとこなんです。それからもう1点、町の方がコミュニティ、コミュニティとおっしゃいますけれども、それは町の方でつくった枠組みのコミュニティですよ。私はそれともう一つ別のコミュニティがあると思ってるんですよ。それは、町民の方々が自主的に、例えば上長与でいえば、本川内の人たちとニュータウンの人たちが、上長与公民館に集まって、例えば歌を歌ったりね、合唱のサークルがあったり、健康づくりの体操のサークルがあったり。そういうふうにして、自分たちで自主的にやってる活動というの、これがやはり住民の側から出てきたコミュニティじゃないかと。そういったものが、一部の方の利益とおっしゃいました。これ私ね、利益という考え方がちょっとどうなのかなと思うんですよ。その個人の利益じゃなくて、まさにそういうコミュニティ、住民の集いに対して課金するというような考え方が、非常に、町が言う、まちづくりの基本はコミュニティというのに、そこに足を遠のかせていくような効果を生んでしまう。町が財政が厳しいとおっしゃいますけれども、そんな金取られるようになるのか、と思わせるようなことをしていいのかなというの非常に気がかりなんです、この点いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

確かにですね議員さんが言われるとおり、そういった団体とかですね、もう本当に大切にしたい思いは一緒でございます。ただ、今回の目的が、負担の公平性と応分の負担ということで考えておまして、そうですね、使っていただいている施設も老朽化していております。そういった中で、少しでもこう維持管理費等々、気持ちよく長く使っていただくために少しでも負担をしていただければという思いもございます。ただここに今、最低ラインで100円というラインを設けておりますけど、よそのことを言ったらあれですけど、町内居住者、市内居住者から取っていないところはもうなくて長与だけでした。そこで、そこを合わせるというのももう何でしたので、やっぱり100円、最低ラインでも100円はいただけたらということで計算してちょうどそれくらい出てきましたので、そこから始めております。先ほどの総合計画等々出てきましたけど、長与町が示しております行政改革大綱の中でも、これ平成23年なんですけど、ここに財政の健全化のところ将来にわたって安定した行政サービスを提供するために、自主財源を安定的に確保するとともに負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図りますと、ここでうたっております、これ23年ですからもう5年前ですけど、こういった使用料を取るということにずっとなかなか取り組めないでおりましたものを、本会議でも申しましたけど、今年度やろうということで、このようにお願いしているものでございますので、どうぞ、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私も一般質問等で、受益者負担、一定あってもいいんじゃないかというふうに申し上げましたので、概ね町民の方にもその分を少しだけ負担していただくという考え方は賛成をしております。ただ、先ほど他の委員からも質問がありましたけれども、コミュニティまつりというのをやってるんですよね。そのコミュニティまつりも、できるだけ出てくださいと、自治会に一つ以上出てもらいたいとか、お願いを半ばするような形で、住民の皆さんに参加をしていただく、私がちょうど役員をしておりますので、立場でございます。そうしましたら先ほどの答弁からいきますと、コミュニティまつりのリハーサル等、今のところはもうコミュニティで押さえて、個別の団体が練習したいから、この時間をというのではなくて、コミュニティの方でこの期間押さえて、この時間でしてくださいというふうにお願いをしている場合には、改定があった場合、来年度以降というのはコミュニティが主になってそういうような状況になっていけば、個別という事ではないので料金は発生しないという、すいません細かいこと聞くようなんですが、お尋ねしてもよろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまの御質問でございますけども、確かに、議員さんがおっしゃるとおり、そのコミュニティとしての活動というふうに判断という形になりますので、それはもうもちろん、減免という形で対応していきたいと思えます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

もう一度ちょっと、委員長として確認をしておきますが、先ほどは例えばコミュニティとして大会を開催する場合は全額減免の対象になりますよと。しかしそのための練習に例えば使用する場合は全額減免にはなりませんよという答弁だったろうと思うんですが、今の話では減免の対象になります。減免が100分の50と100分の100、いろいろありますけれども、どちらの減免の対象になるのか、もう一度課長の答弁をお願いします。山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

はい、説明が不足して申し訳ありません。まずコミュニティとしての例えばそういう活動、大きな大会とか活動があります。それに向けて練習をされるというのは、一つの目的と言いますか、内容がちゃんと明確にされてる分については対象になりますよと。ちょっと、それと関連して、先ほど部長から出ました、例えばそれとは別に自分たちで、例えば自主練習という表現が適切かどうかわかりませんが、ちょっともう少しやろうとか、自分たちで考えて、ちょっとここら辺だけしようとか、ちょっと準備を、

例えば、他のとこでしたのをここでやろうかとか、そういうふうな、減免申請を一応出していただく形での対応も考えておりますので、まず借用申請書を出していただいたときにもそういう判断が出てくるのかなと思っております。基本的には、地区コミュニティ活動の推進を図るとというのが本課の目的でございますので、それについては、きちんと減免という形で対応していきたいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

さっき、コミュニティのところ、例えばコミュニティのグラウンドゴルフ大会があるから個別で練習しようかというところでグラウンドを借りれば町民の負担ということですよ。私が申し上げたのは、コミュニティ祭のリハーサル、ですからリハーサルというのは今の段階ではコミュニティのほうが場所を押さえて、この時間内でやってくださいという形をとっております。もちろんその方々が、いや、もうちょっとステージでやりたいから個別に予約する、それは今の段階では個別な対応になっているかと思っておりますので、そこが例えば、今後、今までのように日にちを長く切ったりとか、そうすると他の人が使えないとか、そういった事情があるのかもしれないんで、今の段階では少し多めに出していただくのかという形をとっておりますが、基本的には一団体一回練習するかしないかということになるかと思うので、聞いたかったのは個別に何か大会があるから、練習で借りるのは町民の負担があるかと思うんですけども、コミュニティとしてリハーサルで抑えた分に関して、どうなのかなというところで質問したんですが、もう一度よろしいでしょうか答弁を、すみません。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

はい、ちょっと私も説明不足だったと思っておりますけど、基本的にコミュニティも拠点を置いてますので、その辺は自由じゃないですけど、そこら辺は事務局長もおりますから無料でできるんじゃないかと思っております。ただコミュニティということでバレーの練習とかですよ、学校の体育館を借りるとか、そういった場合は減免申請できちっと出すとか、そういったのも考えております。ですから、私どもコミュニティに力を入れておりますので、みんなコミュニティ役員ですけど、拠点を置いてそこで自分たちが払うというのも、その辺はおかしいことと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を開きます。基本的に減免規定に関連する団体等の名称とか、

そういった一覧性があるもの、各所管ごとのその提出はいただけますか。

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

はい、準備します。今焼いてくればあるんですけど、団体のは斜線をいっぱい入れているものですから、また打ち直さんと。時間がかかるんですけど。現行の減免の一覧表はつくってますので。100分の100、100分の50、各施設ごとにですね。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

委員会を再開します。場内の時計で10時40分まで休憩いたします。

（休憩 10時31分～10時41分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を開きます。今、減免規定の現行一覧、参考資料が配付されたので、地域安全課所管の部分についてのみ説明を求めたいと思います。山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

それでは減免規定の現行一覧表の資料をお開きください。10番と11番になりますが、10番、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例でございます。先ほど申し上げましたように条例の中で、主催が100分の100、共催の場合が100分の50ですね。それで、100分の100の減免で町長が必要と認める場合というのがございます。それから100分の50の中に社会福祉関係団体、社会教育関係団体、公益目的団体ということで上げさせていただいております。同じく11番の長与南交流センターの設置及び管理に関する条例でございますけども、これも、南交流センターの中で条例として主催の方が100分の100、共催が100分の50、100分の100は町長が必要と認める場合でございます。それと、100分の50については、社会福祉関係団体、社会教育関係団体、公益目的団体ということになってます。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。何か質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

利用団体、利用者の中で線引きと言いますかね、どのあたりが有料で、減免があるかというのは一定線引きをと、こういうふうを考えているということでありまして、私はこれが出される前に若干懸念していたことがありまして、先日、私が住んでる上長与コミュニティで、課長も上長与コミュニティの事務局で大変御苦勞なさっているわけでありまして、上長与コミュニティまつりに先日行きました。最後まで見させて

いただいたんですが、その中で見ますと、そこに出演されている個々のサークル団体の方々とコミュニティの方々が非常に重複してるんですね。例えば、健康体操をされてる方々の中にコミュニティの役員さんがいるというような状況があります。そこで、ちょっと気になるのが、上長とコミュニティの中に環境整備部会とか、健康福祉部会というのがあるんですね。健康福祉部会の中では、やっぱり健康づくりの取り組みをされている。今後検討される中で、少し減免規定を検討するということでありましたけれども、例えばコミュニティの健康福祉部会の方の健康づくりについて減免をするとしますよね。そうなりますと、それとは別に上長と公民館を使って健康教室をやってる方々は有料と。こういう問題があったときに、その中にメンバーが重複する場合が十分考えられる。そうなったときに住民の方の理解がなかなか、なんで、ということが出てくる可能性が出てきやしないか、これは健康だけじゃなくて環境についてもそうですよね。環境について考えようという環境グループの方々が独自に公民館に寄るなら有料。しかしコミュニティの環境部会の方は減免がある。しかも、そこに同じメンバーが入ってるというようなことも考えられて、非常に住民の中でも混乱したり、あるいは町に対しての不満が出たり、理解を得られなかったりという可能性が出て、これは非常に町に困ることになりはしないかなという疑問を感じたんですが、このあたりが十分解消できるかどうか、このあたりいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

お答えさせていただきます。堤委員の御質問ですけれども、実は私も上長と地区コミュニティの事務局も実は兼務をしております。今、事務局次長でございますけれども、そういう流れで皆さん方とは常日頃から交流といいますか、話し合いをずっとしている者の1人でございます。まず、御質問の趣旨でございますけれども、コミュニティで借用申請を出すという場合には、コミュニティの活動ですね、これが一応年間計画とか、いろんな方針とか指針に基づいて、こういうことをやりますよということで、総会において、基本方針に基づいて活動していただいております。もちろん同じように、環境問題であったりとか、健康づくりだったりとかいう形でしていただいておりますけれども、ただ、そこには一つ、会の目的、趣旨のところと、そうではなく、例えば自分たちが一つの研究といいますか、そういうようなことを求めるといいますか、そういうようなことで、簡単に申せば自主的に活動を進めたいという方も中にはいらっしゃいます。もちろん、メンバーとして何人か重複されてるということもありますけれども、それは人それぞれの目的に合った形で、活動していただいているというふうに理解をしたいと思っております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。質疑なしと認めます。

次の議案第86号についての質疑を行います。

基本的な考え方というのは今大体こう、皆さんの質疑の中で出たと思うんですが、この南交流センターの関係で何かありましたらどうぞ。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、議案第85号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第85号について反対の立場から討論を行います。公共施設は、主に町民の団体、グループの活動、交流拠点として機能をしています。その内容は、日本の伝統的な文化、郷土芸能、楽器の演奏や合唱などの音楽、健康維持につながる体操、スポーツ活動など実にさまざまな活動がなされているわけであります。本町は小学校区ごとにコミュニティ組織がありますが、町の総合計画によると、まちづくりの重要な基盤となるものと位置づけがなされています。また地域の住民団体、伝統芸能や文化スポーツの愛好家で構成する団体は、自らつくり上げたコミュニティがあり、そうした方々もコミュニティ活動をなされております。こうしたコミュニティは、高齢化社会の振興や子育て世代の交流、そして住民相互の交流に重要な役割を果たしているというふうに思います。町の第9次総合計画でコミュニティについては、重要な枠組みであり、さらなる活性化を求められる、参加促進に取り組む、環境整備など推進基盤の強化に努める等々、地域住民が、こうした活動を積極的に参加する、推進するという姿勢、重要性をうたっているところであります。今回、受益者負担ということで、こうした方々が施設を利用することを益ととらえ課金する。これは地域のコミュニティの活動や集いに対する課金であります。町の姿勢や施策と矛盾するのではないかという疑念がぬぐえません。施設の利用を抑制する有料化は、住民の交流の絆を弱めることはあっても、強めることにはならず、極力、こうした施設は開放しておく必要があると私は考えます。財政の逼迫しているという問題もありますけれども、これは元をただせば町の財政を厳しくさせた大型公共事業で、そこに大きな要因があり、大型公共事業のツケを地域住民に回すことと同じだと私は考えます。以上の理由から本議案に反対をいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、賛成討論ありませんか。安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

はい、私は本議案に賛成の立場から討論をいたします。老朽化する施設を維持改修していくためには一般財源を入れるだけでは、もう無理があります。負担の公平性の観点から一定の受益者負担を求めるのは、利用することのない住民から見ても公平と言えると思います。町税を納めているからタダで、住民だからタダで、というのはもう今の時

代にはそぐいません。また、これは本会議場でも縷々説明があったんですけども、いわゆる無料ゆえ他の利用者が利用を制限されているという実態もあります。具体的に申しますと、無料ですので、ある程度枠をもって予約をとる。簡単に利用をキャンセルできる。多くの利用者に公平に負担していくためには一定のこういった受益者負担を求めることも妥当ではないかなと思います。また、先ほどからちょっと問題になってます利用の減免規定に関しましては、いろいろと意見、疑義が出ておりましたけれども、これは、条例上9条の中でうたわれていることなんですけれども、細則につきましては規則の中でうたわれております。この規則に関しましては、この議会の議決を経るものではございません。先ほどから委員からいろいろ申し上げていることを十分加味した上で、いわゆる公的な利用者に対しての不利益が出ないような形での、決定をお願いできればなと思い、賛成討論といたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に反対討論ありませんか。次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。議案第85号の長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。本案は、起立によって行います。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号の討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第86号についても反対をいたします。反対理由につきましては先ほど行いました議案第85号の内容と重複いたしますので、内容については割愛をいたします。以上。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、賛成討論ありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

はい、私は、本議案に賛成の立場から討論いたします。内容につきましては85号議案と同様ですので省略いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり可

決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で、11時10分まで休憩いたします。

(休憩 10時55分～11時08分)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。これから議案第87号、長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

はい、それでは御説明いたします。長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。中身につきましては、コミュニティホールの使用料、今まで町民の方は無料でしたけども、町民以外の方は1時間当たり210円徴収をしていたところでございます。これを1時間当たりを1日当たりに変更いたしまして、1日、町民の方540円、町民以外の方1,080円と改正するものでございます。コミュニティホールの特性といたしまして、展示物の展示ということで1時間単位とかではお貸しをしてないところでございまして、最低でも3日から最大14日間お貸しをしているという現状がございまして、それにより1日当たりへ変更をお願いするものでございます。以上でございます。よろしく審議のほどお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。先程議案の審議の中で配られた一覧表、こちら辺も参考にしながら、これから質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、長与駅を通るときに、よく絵画や写真展をされてるという状況を見かけるんですが、これまでの実績から試算して、今回この改正をすることによって大体どのくらいの収益になるのか。よろしくお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

はい、お答えいたします。27年度の実績で申し上げますと、延べ131日利用をされましたので、計算をいたしますと、この一覧表でございますけども、日額500円となっておりますが540円の誤りでございます。申しわけございません。131日で計算をいたしますと、年間7万740円ということになります。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そうしますと、やっぱり気になるのが、有料化になるということであれば、もう展示は控えようかというような、住民の消極的な感じになりはしないかというのが懸念されるんですが、そのあたりは内部で検討されたのか、そのあたりの対策といたしますか。そういう状況になりはしないのかという懸念についてですね、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

全てが借りにくくなるということではないと考えておりますが、個人で展示をされたりする方は、少し日数を減らしたりするケースも出てくるかと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私もこれまでの利用状況を見させていただいて、やっぱり町民の文化活動ですよ、文化芸術の分野ですよ。住民の皆さんがそういった文化活動をすることを展示して、そして駅の乗降客の方が立ち寄って見る。その主催する方々は何ら利益をこれまでも求めてないわけですよ。ただ単に美しい絵だなど、良い写真だなど、そういう心の部分に遡及するといいますかね。そういう内容のものを無料で展示されてる。それにお金をかけるというふうになりますと、お金を払って無料で見させるということになかなかなり得なくて、それは幾分減るっておっしゃいますけど、私はかなり減るんじゃないかと、そう思うんですがいかがでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

実際のところですね、予想はなかなかしにくいところではあるんですけども、昨年の実績の中の団体、例えば押し花ギャラリーですとか、三彩写真会ですとか団体で展示されているところがほとんどですので、幾らかずつでもお金を出し合って、借りていただけるとは思わないかと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それでは、1団体当たり大体貸し時間とか、貸し日数というのをわかれば教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

1 団体当たり最低で1日、最大14日。大体平均して1週間前後借りていただいているというところがございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それでは、現在1時間210円にしているところを、例えば1日500円にした場合は、その分利益が減るのではないかなというふうに思うんですがそのあたりいかがですか。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

ここ数年、お借りになる団体というのは、ほとんど町内の方ということで、27年度も使用料はゼロでございましたので、増えるものと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ちょっと確認をしますけどもね、先ほどの課長の説明の中で、私の聞き間違いかなと思うんですが、1時間当たりでは今は貸していないという、そういう表現をされなかったですか。最後のところで。そのメモをとったんですよね。もし本当にそうであれば、条例違反なんですよ。1時間当たりの条例を作りながら、1時間当たりでは貸していないということであれば、それは条例違反で、これは大変なことになりはしないかというふうに思ったもんだから、そんな発言があればね、もしあれば、私はメモを取ったんですけども、もしあれば、取り下げをされとったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけど。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

先ほど申しました1時間当たりではお貸ししていないということは間違いでございます。ほとんどの方が1日単位で借りにこられるものですから、今までずっとお貸ししていたわけでございますけども、例えば、1時間貸してくださいという申請があれば受け付けをしております。実績としてはございませんけども、そのように考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そしたらば、その表現だけは取り下げということでもいいんですね。そう理解をしてい

いんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

はい、そのとおりでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先ほどの答弁で、この資料によりますと、ほぼ全てが町内の団体の方なり個人の方なりが借りて展示をされているわけなんです。そこで、データとしてお持ちでなければいけない結構なんです。有料で見に来る場合は有料で、入場をしてるとかそういう事例があるのか。それとも大体基本無料で見ているのか。このあたりはいかがでしょう。閲覧する方々ですね。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

借りられる方が有料でお見せするという事は今までございません。そういうことも許されないものだと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今までは、住所を町内に有する人は利用料を徴しない。そして、冷暖房を使用するときには納めなければならないとなっておりますよね。となると、この徴収料の中にはその冷暖房も全部含んだということによろしいですか。

○委員長（喜々津英世委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

ここでお示ししている見込み額というものは冷暖房、空調使用料は含まれておりません。また、冷暖房、空調使用料につきましては改正ございませんので、例年、数千円単位で入ってきておるといところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

もう一度、ちょっとわかりづらかったので、答弁お願いします。井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

はい、補足させていただきます。今回、改正をお願いするものは使用料のみでございます。また、空調使用料につきましては、従来どおり1時間当たり200円ということに変わ

更はございません。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

堤議員。

○委員（堤理志委員）

議案第87号について、反対の立場から討論を行います。反対の理由につきましては、85号の中で述べた内容と基本的に同じであります。特にこの議案については、町民に対して何ら使用料を徴収することができない団体の文化芸術活動に対して、課金をするというので、非常に問題があるというふうに考えます。以上の理由から本議案に反対をいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に賛成討論ありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

はい、私は本議案に賛成の立場から討論をいたします。理由につきましては85号の方で述べたとおりですので省略いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じます。

反対討論ありませんか。次に賛成討論ありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

簡単に申し上げますが、今回の改正は従来、町民は無料でありましたけれども、これを今回有料にするというこの改正であります。長与町内では町民の生活向上の上でさまざまな公共施設が整備されてまいりました。この施設が老朽化をしてまいりますけれども、使用者の実態から見ると町民全体の利用ではなく、特定の人利用となっております。したがって、町民の応分の負担は適当というふうに判断をいたしまして、賛成討論といたします。以上。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、反対討論ありませんか。賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は、御起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。午前中の審査を終わります。

本会議が終了後、委員会を再開することといたします。

本会議終了まで休憩します。

(休憩 11時28分～13時58分)

○委員長（喜々津英世委員）

それでは午後からの委員会審査を再開いたします。

先ほど本会議で議案第64号の訂正がありました。この件について審査を行います。

とりあえず議案の説明を求めますけれども、基本的に昨日執行機関の長から今度これに変わった理由、それから11条の欠格事項、これもいろいろな議論がありましたけれども、これを中心に説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

それでは、今回の議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例の訂正につきまして御説明をいたします。昨日の総務文教常任委員会で審査いただく中で、執行機関の長という表記、こちらの方は町におきましては町長ということで、私どもが説明をいたしております所管の課長という意味とはちょっと隔たりがあるのではないかという意見等を受けまして、今回執行機関の長を各課長はその所管する事務に関しという訂正をすることで、私どもの答弁いたしております趣旨に適切でわかりやすい表記になると思ひまして、このたびの訂正をお願いしているところでございます。第11条の町民感情にそぐわない者という件の説明でございますけど、こちら町民感情にそぐわないものという文言を入れた経緯につきましては、国、県、他市町に多くその例が見られることと町長が不適等と認める者だけでは、あたかも町長が単独の意思によって欠格事項を定めているかのような表現になってしまうことも考えまして、今回、町民感情にそぐわない者という文言を入れた経緯でございます。また、今回の町民感情にそぐわない者を入れたわけですが、表彰の客観性確保というところで、こちらの方を御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

提案の趣旨につきましては、よくわかりますしね。昨日の説明もよくわかるんです。全体的にはですね。ただ私が前に質問したときに発言したように、課長、各課が動いていくという事務的なことはよくわかるという意味を申し上げましたけども、それと条例化するものは別だということを再々申し上げたつもりなんです。したがって今回の訂正ではっきり課長という表現が出てきたのには、びっくりたまげという感情を持ちました。これ感じですよ。自治法の172条、これを見ていただくとわかるように、地方公共団体に職員を置くという、自治法上規定をされておるわけです。その職員はその地方公共団体の長がその任命をします。これを受けて町長は職員の任命をしておるわけ。根本。法律はですね。それで、いろんなことは条例で定めるということになっておましてね。これはあくまでもその職員というのは、町長の補助機関、補助をするための職員なんです。町長を補佐する。それを条例で定めて、部を置いてそれで課を規則あたりで定めていくわけですね。そうされてますね。そういうことから考えていきますと課長という表現が出てくるはずがないわけでしょう。普通、そうした法的なこと等から考えてです。ほかの条例に課長という表現がどこにありますか。だいたい見つけるんですけどもないんです。それは当然です。そういうふうに思って訂正をされたのを受けとめたわけなんですけどね。私は適切ではないというに思いますけれども、総務部長の見解をお教えをいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

確かに議員が言われるとおり、条例の方に課長という表現が扱ってるところはもうないかもしれません。ただこの表彰条例自体が条例のうちが定めてるものですから、他市町はもう条例ではなくてもう規則なんです。先ほどの課長という言葉を使ったというのは、これを上程するに当たってどういう文言が適当か、よその市町を参考にしましたところ各部課長とか各課長とかそういった文言がほとんどでした。うちも実際に各課長で各種委員はやってるし。ですから、条例で今やってることを謳うと。他市町も参考にしましたけど、各課長がよそで使われてないかといいますと使っています。各部課長ということで、各課長。ですから、今回はいろいろこう文言を考えた末、これが適当ではないのかなと思って上げております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。はい、他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今同僚議員が言われた点とほぼ同じようなことを私も疑義を感じてまして、例えばいろんな住民票の手続なんかをするときに、恐らく条文上は町長が認める者とか、たくさん町長が。で、実際はそこの担当の部の決裁でやられてる。しかし、条文上では町長が

認めるという形でされているんですよね。この分だけぼんと課長がとくることに非常にやはり違和感を感じます。私たちが先日来議論してるのは、そういういろんなやり方はあったとしても、どういうやり方をしてるのかという議論の中で出てきたのが、たまたま課長であって、課長という文言をここに入れると私も思わなかったわけで、やはり他自治体で部局長なり部課長があったとしても、本町の条例上での整合性が非常にまた問われてきて、なぜここは課長なのに他は町長なのかという、また問題も出てくると思うので、若干といたしますか、かなりおかしな形になってしまうというふうに思いますがいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木部長。

○総務部長（荒木重臣君）

これは先ほども申しましたように、条例であるから、そういった疑問もこう出てくると思います。本音を言えば条例ではなくて規則に変えたいということも考えたんですけど、そういうわけにはいかない。この9条ですけど、まずもってそういった対象者がいたら、課長の段階で一応もらって、そこで落ちがないように判断して具申をする。具申をするということですから、上の人に対して決裁をいただくと。そう考えれば矛盾もないのかなと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私が昨日もちよっと申し上げたんですけれども、条例の中にも今いろいろこうタイプがあって、理念条例ではないんですけれども、町民をより表彰するという形の条例で、他市町村では条例を作っていないところもあるというお話をさせていただきました。その中で特に9条の1項ですよね。これはもう削除してもいいんじゃないかと。実際にさっきからおっしゃっている実務はわかります。課長が行っているという事実も、従来の学校長という表記もまたちよっとおかしいということで、今回こう現実に即した形に変えたいという気持ちはわかるんですけれども、岩永委員もおっしゃったように各課長がいきなりぼんと来ることに違和感があります。実際私は。だから、ここ削除しても問題ない部分だと思うんですよね。町長に具申する、結果的にはその表彰というのは町長が出すものですし、町長が情報を最終的に集めるものですね、集めてそれを審議会、専門委員会に諮って、いいかどうかを確認して出すものなので、集めるのは町長なんですよ、表彰対象者を。その実務は課長なりで行っているということですので、だから別にここはなくてもいいんじゃないかなというお話をしたんですけれども、削除されずに来たわけですよね。そのところの削除、先ほどもちよっと規則の方でという話とかいろいろありましたけれども、そうされなかった理由ですよ。それが1番私すっきりすると思うん

ですよね。お尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

山本課長。

○総務課長（山本昭彦君）

今回、削除をしないで文言の訂正ということでさせていただいたんですけど、削除して規則で定めるということも考えもいたしました。でも現在、事務の取り扱いのような条文になっておりますけども、こちらの条文も削除するという理由も見当たらないということもありまして、今回、文字の訂正ということで上程をさせていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。はい、質疑なしと認めます。

総務の皆さんにお伝えしますが、もう少し総務文教常任委員会としてはこの問題について議論を深めたいと思いますので、討論・採決については、後もって、またさせていただきますので、事務局から御連絡を申し上げます。

以上で64号の質疑を終わります。

場内の時計で、14時20分まで休憩いたします。

（休憩 14時14分～14時19分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開をいたします。これから、生涯学習課関係を行います。

議案第72号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例、議案第73号、上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例、議案第74号、長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第75号、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第76号、長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第77号、長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例、議案第78号、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第79号、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第80号、長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第81号、長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例、議案第82号、長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例、一括して説明を求めます。

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

それでは、議案第72号から第82号の11議案につきまして御説明いたします。

議案第72号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。長与町公民館、高田地区公民館、上長与地区公民館の使用料を定めておりますが、町民の方から施設使用料をいただくため、町民と町民

以外の区別を設け、町民の各部屋の使用料を現行の約半分にするものでございます。なお、調理室につきましては、今回他の会議室等に合わせております。

議案第73号、上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。上長与地区公民館にある憩いの場使用料、お風呂の使用料ですが、管理経費が上下水道料金、浴場管理業務委託など約900万かかっております。それに対し、使用料収入が約110万となっております。使用料調査の改定試算では360円が必要であると出ましたが、現行の約7倍の金額だったため、現行の約2倍の金額で改正をお願いするものです。

議案第74号、長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。第4条の使用者の範囲を町内在住及び勤務している者となっておりますので、これを削り、第5条と第6条を繰り上げ、第6条に使用料を、第7条に使用料の減免を、第8条に使用料の還付の規定を追加し、第7条以下を繰り下げました。そして、新たに部屋使用料を1時間当たり町内者100円、町外者210円とし、電動ろくろ使用料を1時間当たり100円と定めております。

議案第75号、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。シーサイドストリートの起点である西側埋立地の多目的広場を長与シーサイドパークに含めるため、第3条の名称及び位置で住所を、第4条の施設の構成で多目的広場の節を加え、第8条の利用の許可にも同様に多目的広場を含めるように改正しております。あわせまして、町民の料金を現使用料の半額として定め、多目的広場につきましても同程度の使用料を定めております。

議案第76号、長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。武道館建設後に行われました国土調査により住所が変更されておりましたので、今回、第2条の設置の住所を変更いたしました。また、町民の方から使用料をいただくため、第8条の使用料を改めております。合わせて町民の使用料について現行の半額の160円とさせていただいております。

議案第77号、長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。この条例では、町内の5つの小学校、3つの中学校の体育館及びグラウンドの使用料について定めております。町民の方から使用料をいただくため、第5条の使用料を改めております。合わせて各使用料の表記を従来の別表が体育館使用料、運動使用料、体育館電灯使用料、夜間照明電灯使用料ごとの、学校別に分かれておりましたが、今回、学校ごとの体育館使用料、電灯使用料、運動場使用料及び照明使用料としております。また、町民の使用料については、現行の使用料である町外者の半分の使用料とさせていただいております。

議案第78号、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。町民の方から使用料をいただくため、第7条の使用料の第1項を改めております。合わせて、町民の使用料及び艇庫艇置使用料を現

行使用料である町外者の半分の使用料とさせていただきます。

議案79号、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。町民の方から使用料をいただくため、第8条使用料のただし書を削っております。合わせて、町民の施設使用料を現行使用料である町外者の半分の使用料とさせていただきます。

議案第80号、長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。町民の方から使用料をいただくため、第8条使用料のただし書を削っております。合わせて、町民の施設使用料を現行使用料である町外者の半分の使用料とさせていただきます。

議案第81号、長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。町民の方から使用料をいただくため、第10条の使用料、第1及び第2項を改めております。合わせて、町民の施設使用料を現行使用料である町外者の半分の使用料とさせていただきます。

議案第82号、長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。町民の方から使用料をいただくため、第10条の使用料、第1及び第2項を改めております。合わせて町民の施設使用料を現行使用料である町外者の半分の使用料とさせていただきます。

以上簡単ですが説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は議案ごとに行いますので、よろしく願いいたします。なお、本会議でもかなり熱心に質疑はありましたけれども、そこらへんも参考にしながら、ひとつより深い議案審査になるようお願いをしておきたいと思います。議案第72号、これについて質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

72号についてなんですけれども、まず、これまでその公民館等の施設がずっと無料であったわけですね。今回の条例改正によって、大きな施設は有料の文化ホールとかあったかもしれませんが、こういった町民が直接集う館等の有料化というのが初めて今回踏み出す内容になるかというふうに思うんですけれども、元々こうした施設がなぜ無料だったのかということで、私も私なり、ちょっと調べてみました。終戦後すぐに文部省が公民館の設置運営に関する通知通達というものを出しておりました。そこをみますと、全文読み上げるとはしませんけれども、簡単に言いますと、戦後復興するに当たって住民の文化とか教養をもっと高めていかないといけないということがまず前文に書いてありまして、社会教育の中核機関として郷土図書館、そして公民館、こういう公民館等の集会施設ですね、こういったものを位置づけて、それをどんどん作っていかなければならないというのが国の大きな施策として戦後進んできたというのがまずあ

るようであります。公民館の趣旨及び目的という項目がありまして、そこを見ますと、国民の豊かな文化的な教養を身につけ、自主的に物を考え、平和的協力的に行動する習慣を養うことが必要だというふうにして、老若男女みんなが睦み合い導き合ってお互いを高めていくような、そういう公民館には役割があるというふうにあります。最後に、こうした公民館、施設については、町村自身の創意と財力によって維持されるべきだということが謳ってあるんですよね。要するに町村の財力で維持していくべきだと。そうすることによって、町民に開かれてオープンにしておくことで、門戸を開いておくことによってどんどん、町民の方、各町村、そういったところの人たちが入ってきて、そうした文化教養を高めていく、それが日本の発展の礎になるんだと。いう考え方になってるようです。皆さん御承知のとおり社会教育法に皆さん基づいてされてるわけですが、私も全文熟読暗記してるわけでありませんが、私の考えでは、社会教育法の中で相当部分をこの公民館の意義役割が占めているというふうに思います。そういう点で、やはりこういう考え方に基づいて、今受益者負担という流れが全国的にあるのも私も承知しております。しかし、そもそも論から言えば、そういったことが背景にあって、無料で住民に利用に供するという考え方があったというふうに理解しておりますが、その点についての御見解はいかがででしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今、御質問の件ですけれども、まず、本会議の折にも御説明申し上げたように、負担の公平性、やはり御利用される方、利用されない方にやはりどうしてもその応分の負担をしていただくということと、資源配分の適正化、皆さんにいろいろ各施設御利用していただきまして、空いてる時間帯が少ないとかそういう時間帯もありますので、やはり料金をいただくことによりまして最低限の利用をしていただいて、空いた時間を他の住民の方にもご利用していただくという考え方ですね。それと、今回の料金を町民の方からいただくようにしてるわけですが、今までは私どもが公民館講座といたしまして、いろんな講座を町民の皆様に提供させていただいております。その後、町民の皆様が自分たちでも、自分たちでやろうという自主講座に移行をしていただくように随時、そういう形で講座を開いております。ただ、自主講座になった場合、やはり応分の負担をしていただくということで、今回使用料の徴収を考えたわけでございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員にお願いをしておきます。質疑はなるべく簡潔に要点をお願いいたします。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと長くなりましたけれども、非常に重要なことだと思うので、これまでの流れを私なりに勉強して、なぜ無料なのかっていうそもそもの疑問から出発して自分なりに

いろいろな文献を調べていって、こういうことがまず根底にあるんじゃないんですかということについての見解をお伺いしたんですが、今、次長は、提案理由に関する説明をされたんですが、ちょっとそこがかみ合っていないんですが、私が質問したことに対してのちょっと答弁じゃなかったかなというふうに思うんですが、そこをもう一度お願いしたいなと思うんですが。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今現在、公民館等の利用だけでなく、いろんな世の中の多種多様な活動する場があります。民間のものも含めまして。そういうものもあって、今、時代的に公民館だけがそういう活動の場っていうふうにはなっていないっていうふうに私思っております。だから、料金とは別に、活動の場は多種多様にできるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私も、例えば先ほどおっしゃった受益者負担の考え方はもう重々、ほかの議員からもいろいろ話も聞きまして、私もこうペーパーにまとめるように、例えば部屋を利用する人と利用しない人で負担の公平性を考えたときに、利用する人に応分の負担を求めることが税の公平性の観点からも必要だとか、施設の維持管理経費は税金で賄っているので全体の負担になっている。そこで、利用者個人の負担の公平性を考えたときに問題じゃないかと、こうした受益者負担の理屈っていうのは重々承知の一方で、実はそれだけじゃないんですよね。これは1つの例なんですけれども、平塚市というところの考え方は逆で、ちょっと大事なところなんで、ちょっと時間を。非常に大事なところだと思うんですよね。ただ単に一方的な考え方だけじゃなくてこういう考え方もあるんですよということでお聞きをいただきたいんですが、平塚市の社会教育委員会というところの考え方を見させていただいたら、ここでは地域コミュニティに深くかかわる学びや集いをその他の事業と同じレベルで受益としてとらえるなら、その受益者は個々の公民館利用者ではなく、その地域そのものではないかという疑問を持っておられるようです。昨今例えば独居老人が孤独死したり、育児の疲れから児童虐待等々、いろんな社会問題があって、それで人間関係ひいては地域コミュニティの希薄化と無関係ではないんじゃないかという考え方で、自治会の集まりだろうが、趣味的なサークルであろうが、その地域に住まう人たちの集いとかふれあいこれこそが地域のコミュニティじゃないかという考え方で、受益者というのは、利益を得ている人たちじゃなくて、あくまでも地域の皆さんじゃないか。そうであるならば、その中心的存在である施設は、地域住民にオープンに開いておくべきじゃないかという考え方をしている社会教育委員会さんの、これは平

塚市の考え方なんですけど、こういうものも見まして、なるほどなど、私はむしろこっちの方に共鳴をしているところです。それで、ちょっとお伺いをしたいんですが、今言ったようなコミュニティ活動の拠点でも公民館があるわけですね。例えば上長与公民館は上長与コミュニティの活動の拠点でもある。ですから、そうしたコミュニティの拠点でありますし、また、私も上長与公民館まつりを見させていただきまして、そこを利用して文化活動や音楽や芸術活動を盛んにやってそれを発表する場でもあって、それでそこに町民が集うということであれば、町が企画した各小学校区のコミュニティとは別に、住民が自ら作り上げたコミュニティがやはりそういう形で存在してるなというふうに思っております、こういうコミュニティが非常に、まちづくりにとって大事じゃないか、このことは私個人も思いますし、また実は長与の第9次の総合計画の中で、こうしたまちづくりの重要な枠組みが地域コミュニティなんだというふうに謳っております。そういうコミュニティの活性化とか、参加促進、環境整備推進に取り組まんといかんということが第9次総合計画で書いてるんですが、私が危惧するのは利用料、そんなに高い利用料ではないんですが、利用料を課すことによって、それを積極的に推進するっていう形にならずに、逆にそういう活動を抑制してしまうような心理的作用を及ぼすんじゃないか、そこを非常に懸念するんですが、その点についてはいかがでしたでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるとおり、各公民館コミュニティというのは先ほどみたいに社会教育の推進を本来の目的として、地域住民の方にいろんなサービスをさせていただいてる活動は、今おっしゃるとおりだと思います。ただ、それに伴うその費用負担というのは、私どもといたしましては別問題ではないかと考えております。それと、今回の料金等使用料の見直しによって、そういう活動を抑制するんじゃないかというふうにお話を承っておりますが、それほど抑制するほどの使用料ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。公民館関係ですね。金子委員。

○委員（金子恵委員）

同じ使用料なんですけど、今回はその部屋だったり、例えばコートだったり、そういうものがあるんですけども、備品というのがあるかと思うんですね。それに関しての使用料に関してはもう今回は、例えば公民館だったらテントとかの貸し出しとかありますよね。そちらはこれまでどおり無料ということになるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今言われるように、公民館だけじゃなくていろんなところも備品があるんですけども、実際、他町見ますと必ず備品は使用料をいただいているみたいですけども、今回、見直しの検討する段階で、もういきなりその備品までいくのはやはり町民の方に負担が大きいんじゃないかということもありまして、今回は施設の使用料のみを御提案させていただいております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか、他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで議案第72号の質疑を終わります。

次に議案第73号、上長与地区特別施設いわゆる浴場関係ですね。

これについて質疑を行います。質疑はありますか。

回数券が新たに発行ということになったというふうに思っておりますけど、質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで、第73号の質疑を終わります。

次に、第74号、陶芸の館関係の質疑を行います。質疑はありますか。いいですか。

これで、質疑を終わります。

次に、議案第75号、シーサイドパークの関係ですね。これについて、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第76号、長与町武道館の関係です。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次、議案第77号、町立学校体育施設の使用料の関係ですね。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

すみません、素朴な質問で申しわけないんですが、今まで使用料が町民がなかったというところで、例えば第二中学校の運動場を自治会とか町民ソフトボールで借りるときは学校とかにお願いをしていたんですが、今後この条例が変わって町民が使用料を払うということになりましたら、受付というのは言い方が変なんですけれども、こうした場合には、学校に当然空いてるかどうかが直接お尋ねすることもあるでしょうけれども、やはりが役場の方、所管されている生涯学習課の方に申し出てという申し込み方法になるのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

現在もそうなんですけども、学校の時間外に社会体育の開放時間というのが決まっております、時間帯の使用につきましては、従来も生涯学習課の方に申し込みをいただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

使用料のことで考え方を伺いたいですけれども、例をとりますと、小学校の体育館フロアを使いたいという場合に、先ほど総務のほうの所管のときに使用料の減免対象団体の一覧というのをもらっております、この中で、長与町PTA連合会とか町の町子連とかについては減免対象になるということで理解してるんですが、例えば単P、何々小学校PTAで球技大会が先々あるので、ちょっと練習しようかというようなときに、そういうときの使用がこの町P連に該当するのか、単Pの一部の利用が減免対象になるのかどうか、それから合わせて聞きますけれども、町子連でドッジボールだの、転がしドッチボールだのドッジビーなどいろいろありますけれども、そういった競技をするときによく梅雨に重なるときもあって体育館に殺到するんですよね、予約が。だからそういう町子連ではなくて、各地区の子供会で使用する場合は、この減免対象に当たるのかどうか、この2点伺いたい。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

各PTA関係ですね、各PTAが学校開放時間帯であればうちの方に申請をしていただいて使用料をしていただく、学校が管理してる時間帯は学校管理ですので、PTAの活動を学校管理の中でされる分には使用料等は発生しませんけれども、うちが学校管理以外、開放時間帯で利用される分であれば各Pは払っていただく。PTAも連合で町内全体の活動をされるというのであれば無料には考えておりますが、各単Pが利用されるのであれば、それは使用料を取っていくようになります。それと先ほどの子供会あたりで町子連の練習をしたいからということで借りられる、それも、うちの方はその時期になりましたら、各グラウンド、体育館あたりを開放して、どこかの子供会さんだけが独占して練習をするとかということではなく、その時間帯はどこの自治会でも利用していただくような形の開放という形をとらせていただいております。開放時間以外にどこの子供会さんたちが利用したいということであれば、それは使用料をいただくような形になるかと思えます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっと1点お聞きしたいんですけど、例えば長与小学校の施設、それとか武道館を借りたときに、ここの役場の駐車場を保護者の皆さんが使われてるんですよね、そのときに他の用事で、土日に何かあって使う場合にも入らないでくれというふうな感じで停

めることもできない。基本停めてはいけないというふうになってるのかもしれないですけど。ここの長与町役場の駐車場というのは、この周辺の施設を借りたときのプラスと
いうか、自由に使っていいというふうな感じになってるんですか。ここを借りた人は、
使っていいというふうに何か決まってるような言われ方をされるようなんですが。た
またま私がこの近辺に住んでいるので、長与役場に車を置くこともできないというので、
見たらそういうふうな状況だったので、それは使用料をとってもいいんじゃないかなと
思うんですけど。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

駐車場の問題ですけども、これは私どもも本当に苦慮しておりまして、まず大会等で
申請があって、体育館を使うよ、武道館を使うよというお話のときは、駐車場どうされ
るんですかということで私どももお尋ねしております。役場の駐車場はお貸しできませ
んよ。これは土曜日曜であっても来賓のお客様もいらっしゃいますので、できれば、極
端な例ですけども、三菱アパートの下の駐車場をお借りしていただけませんかとか、ど
うしても足りないということで、一部貸し出しする部分はありますけども、そのときは
こちらには停めないでくださいという形で、当番の方を立ていただいて利用していた
だくという形で、今は利用をされる方にそういう形をお願いをしております。この頃も
ちょっと問題になったのが、各大会に行くときに知らないうちに車を止められて行って
らっしゃるということがあったもんですので、うちの方といたしましても、各スポーツ
教室の方にそういうことで利用しないでくださいということで、通達を今準備してもう
すぐ出すと思いますけどそういう形で、準備してるところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第78号、海洋スポーツ交流館関係を行います。どうぞ。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

まず、この条例の改正後の収入状況の表を参考資料としていただいたんですけども、
海洋スポーツ交流館の使用料、これについては何の部分の計上されているのかな。純粹
に使用料と理解していいんでしょうか、お尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

海洋スポーツ交流館の方の部屋の使用料の見込み額を計上しております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

先ほどから減免の話がいろいろあったんですけども、減免規定7条のところですよ。1項をすべて削除するという形で、旧来の減免規定と申しますか、7条1項の（1）（2）（3）で事実上の減免規定を設けてたわけですよ、使用料徴収しないということで。わかりますかね。ちょっとそこ確認をしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

はい、改正前の条項では条例の第7条におきまして、その第1項で町長その他執行機関との共催による行事等ですね。それと、2項で町が認める海洋スポーツ団体が所有するディンギー、カヌー及びペーロン舟を艇庫に格納するとき。3項で町長が特別な理由があると認めるとき。という条文を今回削除させていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

はい。それで2項目に海洋スポーツ少年団、いわゆるペーロン保存会とかが1番わかりやすいのでペーロン保存会でちょっと固有名詞を出してこれから進めていきたいんですけども、現在は、いわゆる減免規定みたいな形で、ペーロン保存会は所有するペーロン舟に対して使用料を払ってないっていうのは先ほど確認したと思います。そして、ここで第7条の1項を新しい提案された条例に改めることによって、先ほどの減免規定が削除されるわけですよ。となると今度減免規定がどこにあるかということ、施行規則の方で今度謳われるようになると思うんですよ。施行規則の中にははっきりと使用料の減免というのが8条に設けられているんですが、ここで何とかかなりそうなんですけれども、条文を読んでいく限りは、主催する行事に使用する場合というふうになってるんですよ。ということはふだんのいわゆる停めておく状態を減免規定としては認めていないのではないかなと思うんですよ。多分担当課としてはそこを理解されてるかもしれませんが、この施行規則については議決が必要なものではございませんので、今後やはり改めていかなきゃいけないんじゃないかなと。私は思うんですけども、そこについて、現在のお考えでもいいですし、ちょっとこの見通し、いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今おっしゃってるそのペーロン保存会、あとヨット関係もあるんですけど、私どもとしましては海洋スポーツ団体という考えの下、この団体が何をしてくるかということ、地区コミュニティとの共同での青少年健全目的のカヌー、ヨットの体験事業を開催したり、

また、町の児童生徒の対象のためのふれあいペーロンという学校行事等と一緒に開催していたり、それと県外の中高生の体験ペーロンとしての交流人口の拡大等もしていただいております。そういうものを鑑みまして、艇庫の方に船なりヨットなりを停泊と言うんですか、置く分は無料だというふうに考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

それにつきましては規則第8条第6項で、前各号のほか、町長が特別な事由があると認めた場合というふうな条項がありますので、これに該当するかと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

おっしゃるとおり、6項を使用すればいいんですけれども、元々この条例改正自体が必要なのかなど。更衣室の部分はいいですよ。当然今まで使用料も上がってきているものですので変える必要性はあるんですが、他市町からそれらの船を一時的に、いわゆる、こういった行事に使わない個人的な舟を艇庫に納めるかというのが現実的に想定できるのかなど。という問題なんですね。使用料も当然上がってきてない現実があるわけですので、そもそも1番大事な海洋スポーツクラブ協会、長与町ペーロン保存会と条例の中にでも謳われててますよね。固有名詞を出して。ですので、条例の中にしっかりとこの団体は免除すると入れれば、もっとすっきりするのではないかな、条例改正するならですね。はっきりと規則の中に、この2つの団体の固有名詞が入っています、長与町が認める海洋スポーツ団体というふうに具体的に入ってますので、ここをきっちり規則の中で免除するというふうに、そうしないと町長がその他特別するような団体というわけでもないと思うんですよ。それはあくまでも想定されない、個別に判断すべき事項というので1番下の町長が特別な理由があると認めた場合ってなると思いますので、そのところ規則の改正のときに考えるべきではないかと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今おっしゃるように、ペーロン舟は個人で持つようなことはまずあり得ないんですけども、他にもやはりヨット、カヌーあたりも中に納めてありますので、正直ヨット見て、これがその町の海洋スポーツの持ち物の船なのかとか、いうのはやはりなかなかわかりませんし、それは申請をしていただいて、納めるときに申請していただくんですけども、やはり正直なところを見ただけではわからない部分もありますし、そういう方がもし一時的にでも、そういう団体の他の市町の団体が工事の関係で一時停とめれないから一時的な形で入れてくれとか、そういうものもやはり考えられると思いますので、ある程度

そういうものもやはり準備していいんじゃないかというふうに考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

規則の方に、第5条になりますが海洋スポーツ団体ということで明記がありまして、長与町海洋スポーツクラブ協会に属する団体及び長与町ペーロン保存会に属する団体というふうな規定がありますので、これをそのまま適用と言いますか。そのまま利用していきたいというふうなことで考えています。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

減免も必要ですね、今までゼロだったのが町民の場合は、例えばペーロン舟、半分の5,400円、1か月ですね。これ6万ぐらいなるわけですよ。大変なことだろうというふうに思うんですが、今減免の議論があってございましたけれども、改正の理由は町民からお金をもらおうと。そうした場合に減免が先行していくとそれじゃあペーロン舟は誰からお金を5,400円もらおうんでしょうねという疑問も逆にあるわけなんですけれども。ペーロン舟の場合に誰からお金をもらおうとしておられるんですか。減免は減免で必要なんでしょう、減免ばかりしてしまうとね。そのもらおうとする相手方がいなくなったらね。おりませんよという回答だったら、改正の理由が成り立たないわけですよ。だから5,400円ですね。だれからもらおうとしておるのか、そういう団体なり個人がおるのかね。その辺り調査をされてこの金額を設定されたのか。その辺りをちょっと見解をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

正直、ペーロン保存会そういう団体等からの使用料は考えておりませんでした。まず、先ほどからお話するヨット関係というのは、保存会とかそういうものではないものですからわかりませんので、もしそういう方が艇庫に入れていらっしゃるのであれば、そういう方からは使用料は徴収をするべきだというふうに考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ヨットなんかは、県の管理の港湾の中にほとんどが停めておられますよね。それじゃなかったら、時津のマリンか、そこに停めておられるわけなんですけれども。それじゃあ、今の答弁ではヨットが考えられると。そうすると今の状態で本当にヨットがスポーツ海洋交流館を使うのかどうかね。非常に不明じゃないかなというのもですけども、何台ぐらい

その見込みがあるのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

今現在、ペーロン艇庫の中に停めてありますのが、救助艇が2台、ディンギーと言いますヨットですね、小さいヨットなんですけども、キャビンを持たない小型の船舶のヨットということになりますけども、これが8艇。カヌーが2艇。ペーロン舟が19艇、艇庫の中に入っております。救助艇が2艇。ディンギーという小型のヨットが8艇、カヌーが2艇、ペーロン舟が19艇入っております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

私が尋ねたのは、お金になりそうなものは幾らおるんですかということを探ねたわけですよ。そこに入るとる数は聞いておりませんのでね。今見渡したときにいくら、次長が言ったもんですからヨットという表現が出ましたのでね。どの程度お金になるのかそのあたりをお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

艇庫ではなく、その周辺に停めてらっしゃる方がいらっしゃるんですよ。屋外で9艇、全部ヨットですね。ちょっと規模が大きかったり小さかったりしますけどもヨットが9艇。大きいやつと小さいやつもいろいろあるみたいですが、ヨットでもいろいろ呼び方があるみたいなんですけども、通称そのヨット、帆があつての分が屋外に9艇、あそこの山際にあつたりとかいろんな形で停めてあつたりしてる分がございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

その9艇はお金になりそうなんですか。5,400円もらえそうなんですか。対象物という事になりうるのかどうかね。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

申請をしていただいて、停めれるスペースがあつて、停めればお支払いをしていたきたいというふうに考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

関連がありますので、委員長交代します。

○委員（中村美穂委員）

質疑はありませんか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

今そのこの艇庫でないところに格納しとるのは町有地なんですか。町有地に無断で停めさせておるといふ、逆にそれは問題があるんじゃないんですか。

○委員（中村美穂委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

たるつ公園の先のところの公園敷地外に停めております。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

それは町有地なんですか。

○委員（中村美穂委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

個人の敷地の方に停めております。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

それはもう答弁をしてもらわなくてよかったね、町有地ならば答弁をせんばいかんですけども、それはそれでいいです。ところで、その艇庫、ここに例えば長与町ペーロン保存会とか、舟津とかいろいろの団体が入れとると思うんですが、その団体名と艇の数、これをちょっと教えてください。

○委員（中村美穂委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

今艇庫に入ってるのが31艇ありますが、その内訳を言いますと、ペーロン舟は、長与町ペーロン保存会がペーロン舟16艇、舟津ペーロン保存会がペーロン舟3艇、合計19艇でございます。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

それ以外の、相当まだスペースがあると思うんですが、それ以外の艇の数、団体、それを教えてください。

○委員（中村美穂委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

ペーロン舟以外につきましては、長崎県教育委員会が救助艇1艇、長与海洋スポーツクラブ協会が救助艇1艇、ディンギーこれヨットになりますけども8艇。カヌー2艇、以上でございます。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

少なくともその今言われた団体は、艇庫の使用料というのは払ってないだろうと思うんですよね。そうすると、例えば条例規則の8条で使用料の減免規定があるわけですが、これは例えば1号からあるんですが、町の主催行事の場合は100分の100、全額ということになってると思うんですが、ここでは、町の主催する行事で使った場合は使用料無料ですよという解釈の仕方になると思うんですが、そこらについてはどうなんですか。例えば長与町ペーロン大会は町主催になるんですかね。共催なんですか。その場合の使用料は、おそらく減免の対象これ100%、100分の100だと思うんですか。念のために。

○委員（中村美穂委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

規則の方に謳っておりますが、町内海洋スポーツ団体が主催する行事につきましては100分の100の減免というふうなことであります。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

先ほど岩永委員からも出ましたけれども、ペーロン舟とかというのは町の所有物ではないわけですよね、基本的には。補助を出して保存会が買ったとかいうことはあるでしょうけども、町の所有物でないものに使用料を取るということは現実にはおかしい、実際はですね。そうすると、その条例の施行規則では町の主催する行事の場合100分の100ですよとか、町と他団体の共催行事の場合はいくらですよとか、ずっと使用する行事ごと、例えば大会ごとにその減免の額と言うか、率を決めておるわけですよね。でも、それは大会であって、使用するペーロンの舟は町の所有ではないわけですね。そうしますと、私がこれ言いたいのは、艇庫の定期使用料というのは、町の財産を1年365日基本的には占有しとるわけですよ。だから占用料なんですよ。本当から行けば。町道にガス管を入れたり例えばいろんなそれで、占用料を今、町に支払ってますけれども。それからいくと、この艇庫艇置使用料というのは、こういう大会とか行事で使った場合

の減免ではなくて、ずっと年中格納しとるわけですから、その保管料ですよ。基本的にはね。だから、今回は条例施行規則は、関係ありませんけれども、私はこの施行規則を抜きに考えれば、例えば5,400円、ペーロン舟は。そうすると、町のペーロン保存会が16艇ですか。月に直せばいくらになるかわかりませんが、相当な金額になるわけ。でもこれは減免を前提としておるわけで。どちらかというかね。入れられないわけですから、それ以外の人たちは、だから、この減免規定というのもおかしいし、逆にこの条例でペーロン舟5,400円取るというならば、この減免規定を艇庫の艇置使用料としての減免規定をこの条例規則8条、これを、変えんといかん。そうせんとおかしいですよ。例えばソフトボール私たちが練習する時にグラウンド借りれば当然そのグラウンドの使用料としてかかるわけ。しかし、ペーロンを岡で練習するのでペーロン舟を貸して欲しいと町には言わないわけです、ペーロン保存会に言うわけですよ。その時に岡からペーロン舟の借用が出てきたので、じゃあそれを貸しますからこの使用料を払いますとか、なお減免規定に抵触するので払いませんとかそういう議論は成り立っていない。あくまでも使用料、艇置使用料等とペーロン舟の使用料は別問題だというふうに考えんと。やっぱり条例と施行規則の整合性がとれてこない。私はそういうふうと思う。そこらへんについてどういうふうに思われるのか。

○委員（中村美穂委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

議員がおっしゃるように、実際何もしないで置いてるのに、使用料を取らないというのも、行事をやるんじゃないときに置いてるんですから、それはおかしなもんだというふうにちょっと考える部分もございますので、その分につきましては、他の市町はどういう形でやられるのかちょっとわからないんですけども、そこらへんも調査しながら規則の見直し等もちょっと検討に入れて、研究をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

ぜひ検討してもらいたいと思います。というのは、例えば駐車場でも青空駐車場と屋根付きの駐車場では違うわけですよね。料金も。それと同じで艇庫という立派な施設で保管をしてもらっておる。基本的にいろんな被害に遭うとかそういうものもあまり心配しなくてもいい。守られておるわけですよ。ところが、ペーロン保存会の所有だからそれは無料にしましょう、ペーロン保存会を無料にする理由は、ペーロン大会で使いますから、体験ペーロンに使いますから無料ですよとか、それはやっぱりちょっとやっぱりおかしいというのがあるので、ここで答弁求めませんが、その施行規則は条例と関係ないので、ここでいろいろ言えないわけですが、やっぱり、ぜひひとつそこ

らへんはもう一遍、これをまだできてからあまり長くならんと思うんですが、再検討をぜひお願いしたいと思います。

○委員（中村美穂委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

その点も、ちょっと考えさせていただきまして、やはり地域文化の継承、保存という観点もありますので、そういうものもちょっと考えに入れながら、他市町も見てちょっと研究をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○委員（中村美穂委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。

では、質疑なしと認めます。

次に、議案第79号、長与北部地区多目的研修集会施設の分です。よろしいですか。

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第80号、上長与体育館関係です。質疑はありますか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

確認なんですけども、ここにはステージがあるわけですよ。ところがその体育館とか学校関係もステージとして1個あるわけですね。学校でもどこでもそうなんですけど、そのステージだけ借りて何かをしようと思ったらフロアはある人が借りてね、そこをしておいたら、このステージでは何もできないようなね、と思うんですよ。だからそのこのステージを単独で借りるということは、このフロアまで一緒に借りるような形に実際はなっとるんじゃないかなというふうに思うんですよ。ましてやその実態とここにこの上長与体育館にはステージがありながら、ステージの項目はないということの違いですよ。なぜ入れなかったのか。この辺りを確認でお願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

上長与体育館につきましては、通常の体育館の半面と言いますか、面積が狭いものですから、ステージを含めたところのフロアということで考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第81号、勤労青少年ホーム条例関係です。

いいですか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第82号、長与町働く婦人の家関係です。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

場内の時計で、15時40分まで休憩をいたします。

(休憩 15時27分～15時38分)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を解いて委員会を開きます。

これから議案第72号から82号までについて、一括して討論を行います。

討論ありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私はすべての議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。先の議案85号と討論がほぼかぶるんですけれども、一応、所管課が違うということで改めてさせていただきます。老朽化する施設を維持改修していくためには、一般財源を入れるだけでは無理がきております。負担の公平性の観点から一定の受益者負担を求めるのは、利用することのない住民から見ても公平と言えると思います。町税を納めているからタダで、住民だからタダでというのはもう今の時代にはそぐわないと思っております。議案第78号の海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の中で、先ほどちょっと申し上げたんですけれども、減免規定に関しまして条文を削除することによって減免規定が若干あいまいな形になっております。規則の中で減免規定を謳われておりますが、現状に即した形ではないような感じになっておりますので、ここの規則の方を明確に、減免規定を明確にさせていただいて、改正を当然されると思いますけれども、改正を求めて、すべての議案に賛成といたします。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

次に討論ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私は、議案第72号から82号までの議案につきまして、反対の立場から討論を行います。公共施設は町の主に町民の団体グループの活動、交流の拠点としての機能を発揮しております。その内容は、日本の伝統的な文化や郷土芸能、楽器の演奏や合唱など音楽、健康維持につながる体操などのスポーツ活動など、さまざま行われております。そして本町は小学校区ごとにコミュニティ組織がありますが、町の総合計画によりますと、まちづくりの重要な基盤となるものとの位置づけがなされております。また地域の住民団体や伝統芸能文化スポーツの愛好者で構成する団体は、自ら作り上げたコミュニティ活動と言えるというふうに思います。こうした、さまざまなコミュニティやコミュニティ組織は、高齢化社会の進行や子育て世代の交流、住民相互の交流に重要な役割を果た

していると言えると思います。こうした中で、町の第9次総合計画で、コミュニティについて以下の3つに分類されております。1点は小学校区を基本とした5つの地区コミュニティは住民参加による手づくりのまちづくりを推し進める重要な枠組みであり、さらなる活性化が求められているという点。そして2点目に本町では引き続き主体的な地区コミュニティ活動を支援するとともに、地区コミュニティ活動に対する理解の醸成と参加促進に取り組むというふうに謳っております。もう1点が地区コミュニティ活動を支える人材育成や環境整備など推進基盤の強化に努めます。このように、地区住民の活動の重要性、そしてそれを後押しするというのが町の基本的な考え方となっております。今回、受益者負担ということで、こうした方々が使用する、利用することについて、これを益とみなし課金するということは、地域のコミュニティの活動や集いに課金することに他なりません。町の施策や施政と矛盾をするというふうに思います。また、先ほどから話があります海洋スポーツ交流館については、実質的には交流室の利用の料金が発生するという点でありますけれども、この艇庫の問題も今議論がなされておりましたとおり、公平性、負担の公平性という点でいえば、逆の面から住民の中に混乱、そしていろんな解釈、見解の相違を発生させる原因になるのではないかとこの点も、先ほどの議論を聞きましてそういう懸念も持っております。施設の利用を抑制することにこの有料化はなってきますし、住民の交流や絆を弱めるということにはなっても強めることにはならず、極力こうした施設・館はオープンにしておく必要があるのではないかとこの点も私の考えであります。財政が逼迫しているという話もありますけれども、それは町の財政を厳しくさせたのは、こうした館というよりも大型公共事業ではないかと思っております。こうした事業のつけを地域住民の文化やそうしたスポーツ活動につけを回すという形になっていくということにはなるというふうに考え、私は賛同できませんので、これらの議案につきまして、反対をいたします。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他に討論ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私もすべての議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。近年の公共施設の現状を見ますと全国的に景気の低迷が続く、厳しい財政状況にある中で、受益者負担と税負担のバランスなどを考慮し、公共負担の見直しや手数料・使用料の有料化への流れが見られます。本町としても、施設の老朽化に伴う地域保全のための修繕工事や整備、設備の交換に関わる費用の増加、利用者にとって不便をかけることへの対応など、住民サービスの向上を図るため、さらに施設更新に備えるためにも手数料・使用料を見直し、自主財源の確保を図る必要に迫られております。本町において行財政改革の面からも、長年見直しが検討されてきましたが、なかなか実施できてはいませんでしたが、今回の改定により1,900万円の収入が見込まれるということです。今後の公共施設管理に対し

ても財源が必要です。これを機に、益々の財源確保、行財政改革を推進していただきたいと思ひまして、今回の賛成討論といたします。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかに討論ありませんか。討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願ひます。

（起立多数）

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号、上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例について採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願ひます。

（起立多数）

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これから、議案第74号の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願ひます。

（起立多数）

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願ひます。

（起立多数）

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号、長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願ひます。

（起立多数）

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号、長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例について採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願ひます。

（起立多数）

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願ひます。

(起立多数)

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第79号、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号、長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号、長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号、長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の審査はこれで終わります。これにて散会します。お疲れ様でした。

(散会 16時15分)